

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

第105回 牛豚等疾病小委員会

農林水産省

食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会
第105回 牛豚等疾病小委員会

日時：令和7年7月3日（木）10：00～11：36

会場：農林水産省 消費・安全局第1会議室

（Web会議併用）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

- （1）飼養衛生管理基準の改正について
- （2）飼養衛生管理指導等指針の一部変更について
- （3）豚熱及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針留意事項の改正について
- （4）その他

4. 閉 会

【配布資料一覧】

議事次第

牛豚等疾病小委員会委員名簿

資料1－1 飼養衛生管理基準の見直しについて（案）

資料1－2 飼養衛生管理基準（新旧対照表）

資料1－3 牛・豚・馬と非商用農場の飼養衛生管理基準（案）の対比表

資料2－1 飼養衛生管理指導等指針の見直しについて（案）

資料2－2 飼養衛生管理指導等指針（新旧対照表）

- 資料 3 特定家畜伝染病防疫指針留意事項の変更について（案）
- 参考 1 家畜衛生部会諮問文
- 参考 2 飼養衛生管理基準（牛及び水牛、豚及びいのしし、馬）
- 参考 3 飼養衛生管理指導等指針
- 参考 4 飼養衛生管理基準・指導等指針の見直しについて（概要）
- 参考 5 農場の分割管理に当たっての対応マニュアル（見え消し）
- 参考 6 豚熱及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針
- 参考 7 シャワーインと同程度の人による交差汚染防止対策

午前10時00分 開会

○武久家畜防疫対策室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第105回牛豚等疾病小委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙中にもかかわらず御対応いただき、誠にありがとうございます。

私は当委員会の事務局を担当いたします家畜防疫対策室長の武久でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、消費・安全局長の坂から挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

○坂消費・安全局長 皆様、おはようございます。おととい7月1日付けで消費・安全局長を拝命いたしました坂と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

座ってちょっとやらせていただきます。

本日御参加いただきました皆様方、お忙しい中御参加いただきまして、私からも重ねて御礼申し上げます。誠にありがとうございます。

本日の第105回目の牛豚等疾病小委の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

昨日、家きんにつきまして、家きん疾病小委を開催したわけですが、昨シーズン、令和6年シーズンの高病原性鳥インフルエンザにつきましては、発生件数、殺処分の羽数ともに過去3番目に多いシーズンとなりました。特に養鶏の集中地域、愛知県、岩手県、千葉県における連続発生が顕著な特徴でございました。

このような状況を受けまして、私ども農林水産省といたしましては、来シーズンに向けて殺処分による影響を極力減らすために、飼養衛生管理の強化、さらには農場の分割管理の推進、ワクチン接種の検討、さらにまん延防止に向けた防疫措置の見直しを柱とする対策パッケージを打ち出し、その具体策について検討しているところでございます。

昨日開催されました家きん疾病小委におきましても、飼養衛生管理基準、指導等指針、防疫指針の見直しについて議論をしていただいたところでございます。

本日の本委員会におきましても、家きんにおける飼養衛生管理基準等の改正を検討する中で、牛、豚、馬についても見直すべき点がないか、委員及びオブザーバーの皆様から、御専門の見地からの忌憚のない御意見を頂戴できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○武久家畜防疫対策室長 ありがとうございました。

それでは、出席の状況ですけれども、現在、牛豚等疾病小委員会の委員数は10名であり、本日はウェブでの御出席も合わせて8名の委員、また2名のオブザーバーとして北海道大学の迫田獣医学部長と日本養豚開業獣医師協会の呉理事に御出席いただいております。

続きまして、本日出席しております事務局の紹介をさせていただきます。

ただいま御挨拶いたしました消費・安全局長の坂でございます。

○坂消費・安全局長 おはようございます。よろしくお願いします。

○武久家畜防疫対策室長 消費・安全局審議官の木下でございます。

○木下審議官 木下です。よろしくお願いいたします。

○武久家畜防疫対策室長 以下、動物衛生課になりますけれども、動物衛生課長の沖田でございます。

○沖田動物衛生課長 どうぞよろしくお願いいたします。

○武久家畜防疫対策室長 家畜防疫対策室長の武久でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

分析官の大倉でございます。

○大倉分析官 よろしくお願いします。

○武久家畜防疫対策室長 課長補佐の松井でございます。

○松井課長補佐 よろしくお願いいたします。

○武久家畜防疫対策室長 同じく専門官の高山でございます。

○高山専門官 よろしくお願いいたします。

○武久家畜防疫対策室長 御承知のとおり、本日はウェブを併用しての開催となります。どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日の議事につきましては、議事次第のとおり、議事1として、飼養衛生管理基準の改正について、議事2として、飼養衛生管理指導等指針の一部変更について、議事3として、豚熱及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針留意事項の改正について、議事4として、その他について、事務局から説明させていただきます。それぞれの説明の後、委員の皆様に御審議をお願いしたいと考えてございます。

続きまして、資料の確認の方をさせていただければと思います。

お配りしている資料、議事次第、委員名簿、こちらに加えまして、資料1、こちらは枝番として1と2がございます。また資料2、資料3、また、これに加えまして参考資料として1から7というものを御用意してございますので、御確認いただければと思います。

こちらの資料につきまして、届いていない資料や落丁等ございましたら、議事の最中でも結構ですので、事務局の方にお申し付けいただければと思います。

それでは、ここからの議事進行につきましては、津田委員長にお願いしたいと思います。

津田委員長、よろしくお願いいたします。

○津田委員長 津田です、よろしくお願いいたします。

それでは、これから議事に入りたいと思います。時間が限られておりますので、円滑な進行に御協力をお願いいたしたいと思います。

まず、初めに議事の1、飼養衛生管理基準の改正についてですが、議事の2、飼養衛生管理指導等指針の一部変更について内容が関係していることから、まとめて審議することにしたいと思います。

では、事務局の方から説明をお願いいたします。

○松井課長補佐 動物衛生課の松井でございます。私の方から資料1－1から2までに沿って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、資料1－1でございますけれども、飼養衛生管理基準の見直しについてということでございます。こちらで背景から主な項目等について、概要を御説明したいと思います。

まず、背景・経緯のところでございますけれども、飼養衛生管理基準につきましては、家畜伝染病予防法に基づいて政令で定める家畜について、飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準として定めるものでございまして、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要に応じて改正するという形となっております。

現行の基準につきましては、令和3年10月1日に施行されておまして、それ以降、高病原性鳥インフルエンザであったり豚熱、こういったものが毎年発生しているといったようなところでございます。

特に今回の改正で大きかったのは家きんの方なんですけれども、特に、書いていますように、高病原性鳥インフルエンザの状況として、過去に発生があった農場での再発生ですとか、大規模農場での発生、家きん飼養農場が密集する地域での連続発生などが確認される中で、疫学調査等を踏まえて、専門家の議論において対策の必要性が指摘されたというところでございました。

また（４）、こちら家きんの関係ですけれども、エミューにつきまして飼養数が一定程度増加しており、畜産業として定着しているといったような状況がございまして、鶏等と同様に鳥インフルエンザの感受性を有することから、感染時の影響の懸念が高ま

っているといったようなところでございます。

この3番と4番のところの鳥につきましては、昨日の家きん疾病小委員会の方で、専門家の皆さんから御議論を頂いたところでございます。

今日の牛豚小委の方での主なところになるのは(5)からですが、他方、基準の項目が多く、確認が煩雑になっているといった御意見が、都道府県の皆さんからも寄せられているといったようなところがございます。こういったところから飼養衛生管理基準に所要の改正を行いたいと考えているところでございます。

変更の方針(案)、2のところでございますけれども、大きく二つ書いてございます。一つは牛、それから豚、馬、大きく三つのカテゴリーに分かれますけれども、現行の基準の中での改正というところになります。

2点ございまして、1点は分割管理に取り組む場合の対応を追記というところですが、これは牛と豚のところでございますけれども、現行、分割管理につきましては、飼養衛生管理指導等指針であったり、分割管理のマニュアルであったりというところで記載しているというところでございますけれども、所有者の方の取組ということもございまして、基準にも書き込んだ方がいいんじゃないかというところで追記したいというものでございます。

②が重複であったり類似する項目、こういったものを統廃合、整理してはどうかというところでございます。

まず、こちらの点について、資料1-2に沿って、少し細かく御説明させていただければと思います。

資料1-2をよろしく願いいたします。こちら、改正イメージという形で新旧表形式、現行と変わるところについて整理してございます。

めくっていただきまして、7ページをお願いいたします。

まず、統廃合とか項目を整理するところについての説明なんですけれども、こちら、上の方の左の方で、括弧書きで「飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底」という項目、3というのを書いてある項目がございまして、こちらの方でこういったところをまとめていこうかというところを御説明したいと思います。

1ページめくっていただきまして、次の8ページをお願いいたします。

8ページの下段の方なんですけれども、2行目のところで(7)というところ、「猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止」というところ、こういったものをマニュアル

を作成するというのが現行の基準で入っているんですけども、ここについては、ほかの項目の11番というところで、すみません、これは今、牛の基準のところの話をしておりま
すけれども、項目の11番というところで、衛生管理区域内での愛玩動物の飼育は禁止して
おりまして、改めてマニュアルでそういったところを定めなくてもよいのではないかと
いうところで、このマニュアルの作成というところは廃止してはどうかという形で考えてお
ります。

また、項目をまとめるところでございますけれども、その2行左側の（9）というところ
と（10）というところでございますけれども、こちら、農場における防疫のための更衣
というのが今、9番目の項目でございまして、このマニュアルを一つ作るというところと、
その左の（10）というところで、手指であったり衣服、靴、物品、車両、施設、こうい
ったものの洗浄、消毒に関する方法であったり、消毒薬の種類、作用時間、乾燥時間等につ
いてのマニュアルを作るという、二つマニュアルを作るような形になっておりました。

こちらについては、実際のマニュアルといいますか、動線等を考えると、農場に入ると
きに手指の消毒というものがあって、その先に防疫のための更衣というものがあって、さら
に脱いだ服をどのように消毒するかといったようなところになっていくかと思いますので、
まとめていいのではないかという形で、上の段が変えようと思っている改正の方ですけれ
ども、（9）というところのように、項目をまとめてしまって、一つのマニュアルの中に
していいのではないかというふうに考えているところでございます。

こういった形で類似しているような項目ですとか、一つにまとめた方がやりやすいよう
な項目と考えられるような項目について、まとめていきたいと考えているところでござい
ます。

次のページ、9ページ目ですけれども、こちらの方で、先ほどの資料1－1でいうところ
の（1）の①の部分、分割管理に取り組む場合の対応を追記というところについて、ど
のような条文イメージかというところを御説明したいと思います。

9ページの上段のところで、9というところで「分割管理を導入する際の措置」という
項目、これは新設なので新しく作ってございますけれども、「口蹄疫等の発生時の影響の
緩和を図るため、衛生管理区域及び人、車両、物等の動線の見直しにより、農場を分割し
て管理することに取り組む場合には、家畜保健衛生所の確認を受け、指導に従うこと」と
いったような項目を盛り込みたいと思っております。

こちらの内容については、指導等指針に令和5年度に盛り込んだ内容と同じような内容

になるんですけれども、飼養衛生管理基準の方、家畜の所有者の方が確実に見るだろうと
いったところに盛り込みたいと考えているところでございます。

牛について、そのほかにも同じように項目の統廃合というところで考えておるんですが、
ちょっと時間も余りないところなので、説明については割愛させていただきたいと思いま
す。

豚のところで1点だけ、牛と違うところを御説明したいと思います。15ページをお願い
いたします。

基本的には重複するような項目は、牛、豚、それから馬も同じような項目があるところ
は、同じように整理をしたいと思っております。豚につきましては、5番のところ、5の
「大規模所有者が講ずる措置」、ページの真ん中ほどにございますけれども、こちらにつ
いては豚の方であるものですので、ちょっと下線が引いてあるところについて御説明した
いと思います。

(3) というところで、大規模所有者のうち、特に家畜の頭数が多く監視伝染病が発生
した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者については、監視伝
染病の発生に備えた対応計画を策定することといった項目がございました。こちらにつ
いて、内容に防疫措置を実施するときに、所有者の方が行う人員ですとか資機材、こうい
ったものをどれぐらい防疫措置のときに出すかといったようなところの内容についても、書
き込んでいただくというところを追加したいと考えております。

こちらについても、令和5年に指導等指針を改正した際に盛り込んでいる内容でござい
まして、同じような内容について……15ページになります。

配布されている資料が違っている。

○事務局 傍聴で参加していただいている皆さんは、ウェブでお送りしたものは恐らく合
っていると思うんですが、会場でちょっとお配りしている資料がちょっと違うものになっ
ていますので、差し替えますので、少々お待ちいただけるでしょうか。

○松井課長補佐 すみません、ちょっと今、会場の方の資料を差し替えておりますけれど
も、ちょっとすみません、お時間もありますので、豚のところの内容についての御説明を
一旦飛ばしまして、非商用家畜のところについての御説明を先にさせていただければと思
います。申し訳ございません。

資料1-1の方で非商用の家畜の考え方について御説明したいと思います。1-1の2
の(2)のところを御覧いただければと思います。

商用出荷を行わない小規模農場において飼養される家畜というところでございまして、一般的な商用農場とは飼養形態が異なるような小規模の飼養農場については、飼養衛生管理基準を適用することがなじまない場合もあるというところでございます。牛、豚、馬の関係でいきますと、特にペットで飼っているミニブタとか、ああいったところについては、なかなか飼養衛生管理基準の項目を全部適用するのが難しいといったようなところの声を頂いておりますので、そういったところでもできるようにところについて、新しい基準を設けたいというようところでございます。

したがいまして、このため、比較的他の農場に疾病を伝播するリスクが低いと考えられるような生産物の出荷がないような非商用農場については、自らが飼養する家畜の感染予防、それから疾病の早期発見、早期通報に資するような基本的な事項を項目とする新たな基準を設定してはどうかと考えているところでございます。

こちらについては、資料1－3と1－2の方で条文のイメージがあるんですが、まず1－3の方で項目の整理のところを御説明したいと思います。

こちらの資料は両面になっておりまして、まず表面の方で牛と豚、それから非商用農場の飼養衛生管理基準（案）の対比表という形になっております。表の左側が今基準、改正しようとしている方の新しい基準での項目の順番に並べております。これは豚で書いてございますけれども、牛と豚はかなり項目が似ておるところが多いところがございますので、より項目の多い豚の方で比較をしているところでございます。

裏の方に馬もございますけれども、基本的には重複するような項目が多いので、表の方で御説明したいと思います。

豚の項目の方である項目で、右側が新しく設ける非商用農場での項目の案というところになりますけれども、左にあって右にない、空欄になっているところは非商用農場では入れないような項目で、字が書いてある項目は豚の項目である内容について、非商用農場ではこういうような項目を入れるというところを表しております。

上からいきますと、豚の項目でいうところの2番の「家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践」という項目、それから、下がっていただきまして、6のところの「獣医師等の健康管理指導」の項目、もう少し下がっていただきまして、8番のところの「衛生管理区域の設定」の項目、13番の「密飼いの防止」の項目、14番の「飼養する家畜の健康観察」。

それから、色が変わりますけれども、17番のところの「衛生管理区域に立ち入る者の手

指消毒等」、それから18番「衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用」、19番の「衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等」、20番の「他の畜産関係施設等で使用した物品等を持ち込む際の措置」の項目。

色がまた変わりました、Ⅲのところですけども、26番の「器具の定期的な清掃又は消毒等」の項目、28番の「野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地域における舎外飼養」の項目、29番の「給餌設備、給水設備等の病原体による汚染の防止」の項目、30番の「ネズミ及び害虫の駆除」の項目、Ⅳの34番の「衛生管理区域から搬出する物品の消毒等」の項目、35番の「特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止」の項目、こういった項目について、非商用農場の方でも入れる項目という形で考えております。逆に言うと、それ以外の項目については、非商用農場では基準にしなくてもいいのではないかと考えているところでございます。

会場の方はお手元の資料、ちょっと資料が違ったんですけども、資料1－2の15ページでございますけれども、5、非商用家畜というところがございます。こちらで説明させていただければと思います。オンラインの方は同じく資料1－2の26ページに同じように非商用家畜という項目がございますので、そちらを御確認いただければと思います。

まず、項目の一つ目でございますけれども、「飼養する家畜の健康観察」というところでございます。こちらについては、家畜を導入する場合、それから毎日の健康観察、それから衛生管理区域外に移動させる場合に健康観察をするというところと、あとは衛生管理区域外に移動させる場合については、家畜に付着した排せつ物等、汚れがある場合はそういったものを取り除くといったようなところを入れております。

基本的には豚等も基準と同じような言葉を引っ張ってきておりますけれども、次のページ、オンラインの方は27ページで、会場の方はそのまま15ページです、引き続き。2番のところの「獣医師等の健康管理指導」の項目でございます。こちらについては、担当の獣医師の方又は診療施設、こういったものを決めていただいて、定期的に指導を受けてくださいといったところを入れたいと考えております。

ちょっと今、会場で資料が来ましたので、差し替えておりますので、少々お待ちください。

会場の方は今27ページのところでございます。

では、説明の方に戻らせていただきます。

3番のところ、「密飼いの防止」というところでございます。こちらは家畜の健康に悪

影響を及ぼすような過密な状態では飼養しないということを規定したいと考えております。

次に、項目の4番でございますけれども、「衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等」についてでございます。こちらについては、衛生管理区域に入る方については、手指の洗浄、それから消毒をすることというところを考えております。

次に、項目の5番でございますけれども、「衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用」というところでございます。衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、これを着用させることというところでございます。

次のページにいただきまして、また、6行目でございますけれども、「防ぐため」以降のところでございます。着脱前後の衣服とか靴、そういったものが交差しないように、すのこ、分離版等で場所を離すといったようなところも書いてございます。ただ、ここは基本的には牛の項目は豚の項目と同じようなことを書いているんですけれども、一番最後の行のところにただし書がございます。「ただし、第14条の4に該当する場合を除く」というところございまして、ここが一般の住居とかで使われている場合の敷地は除くというような項目になっていまして、そういった場合で飼われているところは、この項目は適用しないといったところを表現しております。

次の項目の6番でございますけれども、「飼料・飲水の病原体による汚染の防止」の項目でございます。給餌設備であつたり給水設備、それから飼料の保管場所、こういったところに野生動物の排せつ物が混入しないように必要な措置を講ずることといったところ、それから水道水といったような飲用に適した水、こういったものでないものを与える場合については、消毒をすることといったところを書いてございます。

次に7番でございますけれども、「他の農場等に持ち込んだ物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置」というところでございます。他の農場等で使用し、又は使用したおそれのある物品については、原則持ち込まない。やむを得ず持ち込む場合には洗浄、消毒、その他必要な措置を講ずるといったところを書いてございます。

また、ここについては、次の行からでございますけれども、衛生管理区域に車両が立ち入る場合にあっては、消毒設備を設けることといったようなところを書いてございます。車両が入らないというような場合もあろうかと思しますので、場合によってはという形で書いているところでございます。

次のページ、29ページ目を開いていただいて、項目の8番です。「畜舎及び器具の清掃又は消毒の実施」という項目でございますけれども、畜舎それから器具については、清掃、

消毒を定期的に行ってくださいといったところを書いてございます。

次の9番でございますけれども、「野生動物の侵入防止及び害虫の駆除」といったようなところで、野生動物が侵入しないように防鳥ネットその他の必要な措置を講ずることと規定しております。一般のおうちとかであれば、網戸とかで構わないと思うんですけども、そういったもので設置してくださいといったところを書いております。

次の10番でございます。「衛生管理区域から搬出する物品の消毒等」といった項目でございます。衛生管理区域から家畜の排せつ物等が付着又はそういったおそれがある物品を持ち出す場合は、洗浄、消毒等、その他必要な措置を講じ、家畜の死体又は排せつ物を持ち出す場合には、漏出しないようにすることといったことを書いております。

最後の項目ですけれども、11番、「家畜防疫に関する最新情報の把握並びに特定症状が確認された場合の早期通報及び移動の停止」という項目でございます。こちらにつきましては、家畜保健衛生所から提供される情報等については、積極的に把握していただくといったようなところと、次のページにかかっておりますけれども、飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見した場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報すると。家畜、それから死体、排せつ物については、移動を行わないといったようなところを入れたいと思っているところでございます。

失礼しました。ちょっと説明が漏れてしまっておりました。今の非商用のところの関係で、定義のところの説明が漏れておりました。申し訳ございません。

資料1－2の2ページ目をお願いいたします。上段の方の二つ目の項目で、第21条の5というところがございますけれども、傍線を引いてあるところで、「ただし」というところから始まるところがあるかと思っておりますけれども、こちらで非商用家畜についての定義を書いております。

「ただし、これらのうち非商用家畜と」という形で括弧書きが書いてありますけれども、飼養する家畜の頭羽数が、牛、水牛及び馬にあつては1頭、鹿、めん羊、山羊、豚及びイノシシにあつては6頭未満という形で、これは今、小規模農場という形で頭数の方を指定しているところの規模と同じでございまして、こういった頭数を飼われていて、かつ生きた家畜、乳、卵等の生産物の出荷を行っていない農場で飼養されている家畜を言うという形で定義しております。

小規模であつて、それから生産物の出荷がないような農場について、そういったところで飼養されている家畜を非商用家畜という形で定義したいと考えているところでござい

す。

先ほどこっちと資料の関係で説明が漏れたといいますか、混乱してしまいました、豚の方のところで盛り込まれる項目について改めて御説明したいと思います。15ページをお願いいたします。

15ページの真ん中ほどでございますけれども、5番のところでございます。「大規模所有者が講ずる措置」というところです。このうちの（3）というところでございますけれども、こちらについては大規模所有者のうち、特に家畜の頭数が多いようなところで監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要するといったようなことが考えられる方については、監視伝染病の発生に備えた対応計画を作ってくださいといった項目が現行でございます。

こちらについて、上段でございますけれども、括弧書きのところで傍線が引いてありますけれども、「防疫措置の実施に関して所有者が行う人員、資機材等の準備及び」という形で追加しておりますけれども、発生したときに防疫措置を行うときに、農場の方が対応していただくような人をどれぐらい出すかといったようなところですか、資機材、どういったものを準備しておくかといったようなところについて、盛り込んでいただきたいと思いますところを書いてございます。

飼養衛生管理基準の改正についての御説明は以上となります。

続いて、飼養衛生指導等指針の見直しについての御説明を、引き続きさせていただければと思います。資料2-1をお願いいたします。

背景・経緯のところについては重複いたしますので、割愛させていただきます。

2番のところの変更の方針（案）のところでございますけれども、こちらについては3点ほどございまして、まず（1）でございますけれども、「法第12条の5に基づく指導及び助言を実施する場合の判断基準の明確化を追記」というところでございます。こちらにつきましては、飼養衛生管理基準が遵守されていないという場合に、都道府県の方から指導及び助言といった形で文書を交付して、それでもなお改善されない場合には、勧告、改善されなければ更に命令といった形で、指導をしていくような形になっておりますけれども、そちらの一番初めの指導及び助言を行うときの判断の基準、こういったものを明確にさせていただきたいといったものを追記したいと考えているところでございます。

（2）につきましては、これは家きんの関係なんですけれども、家きんの飼養衛生管理基準に規定する形には大臣指定地域の考え方ですか、地域的な対策の実施といったとこ

ろを追記したいというものでございます。

めくっていただきまして、裏のページでございますけれども、（３）で「分割管理とは別に、同一経営内の複数農場間での人、物の交差等により、一つの農場で発生した場合に、他の農場の家畜が疑似患畜として殺処分となることを避ける取組を行うように追記」と書いてございます。

こちらについては、分割管理につきましては、もともと一つだった農場を複数の農場に分けてしまうと。それによって別々の農場になるので、殺処分等を免れるといったような取組ですけれども、これと同じような効果があるだろうという取組で、同じ経営内で飼養管理者の方が同一だった場合で、発生した農場で飼養管理した後に、その人が別の農場へ行っていた場合については、行った先の農場についても関連農場という形で殺処分になってしまう場合があるんですけれども、そちらについては、現行でもシャワーインを行うといったようなところですか、ほかの確認点が何件かあるんですけれども、そういったところを確認した上で、問題なければ除外できるといったような規定があります。

なので、そういった形での管理をされている場合には、あらかじめそういったシャワーインであったりとか、ちょっとこの後また防疫指針の方でも御説明しますけれども、それと同じような対応ができるような措置を行っていただければ、外せるのではないかと。いうところで、そういったものをあらかじめ検討しておいてくださいといったようなことを追記したいと考えているところでございます。

具体的な条文のイメージについては、資料２－２で御説明したいと思います。６ページをお願いいたします。６ページの左側が新しい方、改正しようとしている方でございますけれども、（８）というところでございます。こちらが今御説明しました資料２－１でいうところの２の（３）のところの内容となります。

こちらのところにつきましては、もともと（８）というところが、分割管理を行う際に、家畜の所有者が取っていただく対応という形で書いているところでございました。先ほど飼養衛生管理基準のところでもお話ししたような、都道府県と相談して取り組むといったようなところが書いてあったところでございます。

こちらのところを①、②という形で二つに分けまして、①のところで資料２－１の（３）で御説明したところを規定したいと考えているところでございます。同一経営内の別の農場で人等の往来があって、一つの農場で豚熱等が発生したときに、他の農場における家畜が殺処分対象となるような場合には、シャワーイン等の実施ですとか、物品の扱いを農場

別にするなど、都道府県と相談して、交差を防ぐ対策を実施するといったようなところを書いております。

その下のところのⅢのところの（２）、次にページにまたがるんですけども、こちらが資料２－１でいうところの２の（１）のところ、指導、助言を実施する場合の判断基準の明確化といったようなところの改正イメージでございます。

下線を引いてあるところでございますけれども、「なお、指導及び助言並びに勧告等の実施に際しては、地域内への疾病の侵入要因を作り得るような管理状況の農場を重点的に指導するなど、優先順位を付けた指導を行うことができる」というのを追記しております。

こちらを追記した意図としましては、指導、助言を行う場合の判断基準を明確化してくださいというのを、今回盛り込むということを考えておりますけれども、一方で、その基準にあったからといって、ほとんどできているのに、１項目だけできていないといったような、結構頑張っているけれども、一つのところがどうしてもできない農場まで、全て同じように一律にやるかというのと、それでもほとんどできていないような項目が多くて、重点的に指導するようないかなければならないかと思われるところがあれば、そっちの方を優先的に指導していただきたいというところで、こういったできる規定を入れたいと考えているところでございます。

①のところ、６ページから７ページにかけてでございますけれども、下線のところでございます。「法第12条の5に基づく指導及び助言を行う際の具体的な判断基準をあらかじめ定めることとし」というところでございます。都道府県の方でこの具体的な判断基準を定めておいていただきたいというところでございます。

現行のところは、右側を見ていただければと思いますけれども、一番上の行のところからでございますけれども、「衛生管理が行われることを確保するため必要があるとき」という形で、具体的にそこがどういったときかというのが規定されていなかったというところがございますので、そこを明らかにしていただきたいというところでございます。

左の欄、戻っていただきまして、「なお」以下のところでございますけれども、「法第12条の5に基づく指導及び助言を行う際の具体的な判断基準としては」という形で、例えば指導及び助言を行う場合については、２年連続で同一の項目が遵守されておらず、指導を行った事項について改善が認められない場合、こういったときには指導及び助言を行ってくださいというところで書いております。

一方で、そういった項目で行わない場合については、記録の失念等、一時的な過失であ

って、常習性が認められないことが明らかな場合などは行わなくてもいいといったような形で、行う場合、行わない場合、いずれの基準も定めていただくことが望ましいといった形で書いております。

飼養衛生指導等指針の見直しについての御説明は以上となります。私からの説明は以上です。

○津田委員長 ありがとうございます。

今、飼養衛生管理基準の改正について、それから飼養衛生管理指導等指針の一部変更についての御説明を頂きました。今の説明につきまして、委員の皆様から御質問等ありましたらお願いいたします。

ウェブで参加の方は手を挙げて教えてください。お願いします。

嶋田先生、どうぞ。

○嶋田委員 御説明ありがとうございます。宮崎の嶋田です。

非商用家畜のところの点について確認したいんですけども……

○津田委員長 飼養衛生管理基準ですね。

○嶋田委員 そうですね、飼養衛生管理基準の方、非商用の方です。

ペットとかの想定になるかと思うんですけども、正直私の地元の方でもマイクロピッグというんですかね、ああいったものを、結構人が多く集まるショッピングモールとかにお店ができたりとかしている状況なんですけれども、例えばそういったところで購入された飼い主さんたち、小動物の獣医さんとかに診せに行ったりするケースが多いのかなと思うんですけども、そういった動物病院とか、あとそういったお店、あと飼育者の方へのこういった内容の周知の実情とか、各家保さんとかが取り組まれているのかなと思うんですけども、その辺の実情とかを教えてくださいませんか。

○松井課長補佐 ありがとうございます。やっぱりペットで飼っている、特にマイクロ豚、ミニ豚とかというのが、一般の方に販売されるようになってきているというところが、ちょっと今、おっしゃられたように課題になっていて、今回これを設けようとしたのもそういったところなんですけれども、おっしゃるように、そういった方、あんまり家畜伝染病予防法とかを御存じなかったりというところもありますので、販売するようなところに家畜保健衛生所の方から会社の方をお願いして、そういったものを飼うときは、届出が必要だということをお伝えしたりとかというところで指導しているというふうに伺っております。

○嶋田委員 分かりました。今回の改正のことについても、そのような対応になるという見込みでよろしいでしょうか。

○松井課長補佐 そうですね。

○嶋田委員 分かりました。ありがとうございます。

○津田委員長 ほかにございますでしょうか。

國保さん、どうぞ。

○國保委員 動衛研の國保です。

細かいことですが、申し訳ないですが教えてください。まず最初の方の指針のところで、今のお話とかぶるんですけれども、非商用農場の定義として、小規模であることとか、生産をしないということがありましたが、これ、海外なんて行ったときに、ちょっとよく問題になるんですけれども、自家用消費というものはどういう扱いになるんでしょうか。

例えば牛、豚はないと思いますけれども、鶏を絞めて食べているみたいな人たちが、もしいる場合に、それはどこに該当することになりますでしょうかということが一つ。

それと、もう一つは、その中で衣服の更衣を行ってくださいというような指導がございましたが、ここはもう本当にすごく細かくて申し訳ないんですけれども、例えば衛生管理区域の中で使いました衣服の洗浄とか消毒とかということについては、規定をしないんでしょうかということがもう一つです。

それと最後のところの衛生管理指導等指針について、基準を明確化する上で、その基準は各県で定めるというようなお話だったとお聞きしましたが、これ、例えば県をまたがって農場をお持ちの方などは、基準が違うとどうなっちゃうのかなということもちょっと気になり、その場合に、例えば国が標準的なものを何か示すというようなことはないんでしょうか。その3点を教えてください。

○松井課長補佐 ありがとうございます。まず1点目のところで、自家消費の場合どちらになるのかというところなんですけれども、自家消費の場合は出荷していないというところであれば、非商用と考えているところでございます。

2点目の更衣したものの消毒、こちらについては、衣服の交換のところで、衣服、靴、それに排せつ物、汚泥等が付着した場合には洗浄、消毒を行うことという形で、現行のほかのものと同じような形での規定は入っているところでございます。

3点目が、指導等指針の中で国の方で一定の基準というかを示さないのかというところ

でございますが、そちらについては、先ほどの条文イメージの中にあった例示という形で、こういった場合は行っていただきたい、こういった場合は行わなくてもいいといったようなところを書いておりますけれども、そちらで例示している形ですけれども、国としての統一的なものというのは示しておるといふような形で考えております。

○國保委員 ありがとうございます。もう一回すみません、最初のところで戻るようなんですけれども、自家用消費は小規模であれば問題ないということですが、よく海外のゾーニングなどの話のときに、自家用消費の縛り方についても、事細かく聞いてきたりしているわけですが、これは例えば自家消費という意味合いが、例えば農場の敷地外に出していいのかいけないのか、例えばお隣さんに配った場合とかに、こういうのはどういうふうに判断するかというのを、海外にはかなり厳しく求めているんですけれども、国内での扱いはどうなりますでしょうか。

○松井課長補佐 定期的に販売じゃないにしろ、近い形で配ったりとかというのであれば、該当するかなと思いますけれども、そうでない場合は、同じように自家消費の中に含めていいのかなと考えております。

○國保委員 分かりました。ありがとうございます。

○津田委員長 長井先生、どうぞ。

○長井委員 長井です。ありがとうございます。

1点ちょっと御質問させていただきたいんですけれども、資料2-2の6ページに御説明のありました左の下から6行目ぐらいですかね、「指導及び助言並びに勧告等」とありますけれども、この指導とか助言、勧告という、そういった定義というのか、これは都道府県が行うことだと思いますけれども、その区分というものはあるのでしょうか。あるいは命令というのもあると思うんですけれども、その辺りというものは都道府県で同一なそういった判断基準とか、そういったものというものは、何かほかの法律とかでもあるのでしょうか。すみません、よろしくお願いします。

○松井課長補佐 ありがとうございます。指導、助言、それから勧告、命令につきましては、それぞれ法律に基づいて規定されているところになっております。基本的には指導、助言を行った後、従わなければ勧告、勧告に従わなければ命令という形で、一定の期間を区切って、改善されなければ段階が上がっていくというような形で、法律上規定がされているところでございます。

今回入れるのは一番初めのところの指導、助言、これを始めるところの判断基準があま

り明確ではなかったのではないかとこのところ、それを入れたいというものでございます。

○長井委員 分かりました。都道府県で同じ判断基準を持っているならば問題ないと思いましたがありがとうございます。

○津田委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

よろしいですかね。飼養衛生管理基準、それから指導指針。いかがでしょうか。

ほかに質問がないようでしたら、この件につきましては、この委員会、牛豚等疾病小委員会として了承しまして、その旨を家畜衛生部会に報告したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、ウェブの方々からも御異議ないようですので、その旨異議なしとして報告したいと思います。ありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。次に議事の3、豚熱及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針留意事項の改正について、事務局の方から説明をお願いします。

○高山専門官 動物衛生課の高山でございます。私の方から資料3を用いて御説明差し上げたいと思います。

本件について、今回、変更を検討しておりますのが、豚熱、アフリカ豚熱の防疫指針の本体ではなくて、その留意事項として局長通知で詳細な考え方、運用をお示ししているものでございますけれども、そちらの改正ということを考えておりまして、法定の諮問事項ではございませんけれども、先生方の御意見を頂きながら進めてまいりたいと考えております。

早速資料3の中でございますけれども、丸で「疑似患畜の除外について」ということで記載がございます。現状、発生農場と飼養管理者が共通している他の農場について、発生農場で患畜が確認された日から遡って10日以内に、発生農場で飼養管理者が豚を直接飼養管理している場合に、ほかの農場でまた豚を直接飼養管理している場合というときには、疑似患畜となってしまうということでございますけれども、そうした場合でもシャワーイン等の措置を講じることで、疑似患畜から除外できるというルールで現状運用しておりますけれども、それにつきましてシャワーインと同程度の措置を講じることで、疑似患畜から除外できるようにできないかというのが今回のポイントとなります。

まず、このシャワーインの規定についてでございますけれども、鳥フルの指針の方では令和元年からこの規定が入っておりますけれども、豚については令和6年の分割管理に係る改正について御議論いただいた際に、この規定を追加しておりました。

具体的には参考資料7の方の1枚の絵を御覧いただければと思います。

上段が現行の対応ということで、シャワーインする場合のものでございます。現行では他の農場へ入場する前にシャワーインを行うということで、疑似患畜から逃れることができるということでございますけれども、下段の方、改正案の方ですけれども、こちらでは衛生管理区域に入る場合に、専用の衣服、靴を着用すると。これは通常の飼養衛生管理基準でも行っていることですが、そこに加えまして、露出部を減らすようにマスクやメディカルキャップの着用をするということを新たに行うと。

また、農場から出る際には、下の方に2番として記載がございますけれども、農場内専用の衣服は脱ぐということになります。手指消毒に加えて、露出部をきれいにするという観点で、洗顔やうがいということを実施する。加えて全身の噴霧消毒というのも実施するということを新たに行うということをして考えております。

これで他の農場に入るときにも、またメディカルキャップの着用ですとかマスクの着用といったことを行った上で、他の農場へ入ることとなります。

昨日の家きん疾病小委の御議論の中で、ちょっとこの絵の方で同じ衣服、靴でほかの農場に出入りしているように見えると。同じ色で衣服等を表現しておりましたので、ちょっと御指摘いただきまして、今後その辺り、ちょっと絵の方の正確さといいますか、分かりやすさ、伝わりやすさを修正したいと思いますけれども、このような措置によりまして、通常の飼養衛生管理に上乗せした措置を実施することによって、疑似患畜から除外することができないかというふうに考えております。

一方で、資料3の方に戻りますけれども、資料3の丸のところ、最後「ただし」として記載してございますけれども、疑似患畜から除外した場合、当該豚については、移動制限区域内の農場と同様の措置を講ずるということで、こちら、現行のシャワーインの場合でも同様の規定が既にご覧でございますけれども、今回シャワーインに代わる措置についても、同じように監視対象とするということをして考えております。

本資料について、私からの御説明は以上となります。

○津田委員長　ありがとうございました。

今の説明につきまして、御質問等ございましたら、よろしくお願いします。

小渕先生、どうぞ。

○小渕委員 ありがとうございます。これは同じ経営の農場の二つの農場を管理者さんが回るということを想定していると思うんですけども、同じ日でもこれでいいということなんでしょうか。

○高山専門官 そのとおりです。同じ日であってもということになります。現行のシャワーインの場合もそのようになっております。

○小渕委員 シャワーインの場合はそうだと思うんですけども、この着替えとか、シャワーインなしだとしても、同等とみなすときも、同日で午前と午後で同じ農場を回った場合もこれで担保するという。

○高山専門官 そのとおりです。同じ日であってもというふうに考えております。

○小渕委員 分かりました。

○津田委員長 どうぞ、嶋田先生。

○嶋田委員 御説明ありがとうございます。今回シャワーインに関する事なんですけれども、当然豚熱を軽く見ているわけじゃないんですが、現状国内にあって、ワクチンと飼養衛生管理、両方での対策を取っている疾病と、国内にまだ侵入を許していないアフリカ豚熱、これが豚熱、アフリカ豚熱両方とも同じシャワーインと同等の交差汚染防止対策で、同じ対策でいいのかなというところが少し心配です。

豚熱の場合であれば、こういったこともあるのかなと。ある種ワクチンで免疫化されている部分はあるというところもあるかなとは思いますが、ASFに関していうと、果たしていいのかなという。ほかのちょっと委員の先生方の意見もお尋ねしたいところかなと思っています。

以上です。

○津田委員長 これに関して、ほかの先生方はいかがでしょう。この交差汚染防止のシャワーインと同等に関するイメージなんですけれども、これでいいのかどうか、あるいは更に追加が必要なのかどうか、その辺について御意見があればお願いします。

○嶋田委員 これは飽くまで分割管理を行っている経営体での話なんですよね。

○高山専門官 そのとおりです。もともと別の農場としてというところで管理者が共通している場合、共通しているといいますか、管理者が出入りしている場合ということになります。

○嶋田委員 分割管理というのは、たしか県、要は家保とかとやり取りしながら、これは

分割管理している形態ですよなというふうな、認めてもらって飼養している形態だと認識していたんですけれども、今回はそれ以外にも、要は道路を挟んでいて、午前中は手前の農場で仕事をして、昼からは向こう側で仕事をしますよとか、そういった農場とかも想定されるのかなとも思ったんですけれども、よろしいですか。

○沖田動物衛生課長 今ここで議論しているのは、まず一つの農場ではなくて、全く別の農場です。今現在も家畜保健衛生所に対して別々に定期報告を行う二つの農場で、管理者が同一の場合に、例えば車に乗って15分走って、次の農場に行って作業をするという場合についてです。

その場合に元の農場、AとBに分かれていて、A農場で作業した人がB農場でも作業している場合に、A農場で病気が発生すると、B農場も関連農場ということで、これはみんな殺処分の対象になるんですが、殺処分の対象にならないようにするために、例外措置として、現時点ではシャワーインという形でB農場は除外されますよとなっているんですが、そのシャワーインと同等の措置として、シャワーインではないけれども、この参考7の絵に示すような措置を取ることによって、疫学的な関連性を断ち切っていると見るということでございます。その点について専門家の皆さんの御意見を伺いたいと思っています。

○津田委員長 今言われたように、あくまで分割管理のところですよな、これね。

○沖田動物衛生課長 分割管理ではなくて……

○津田委員長 別々にやっているところで、要するに人は分けられないから、シャワーインに代わる方法としてこれでいいかどうかということですね。

○沖田動物衛生課長 そういうことです。

○津田委員長 呉先生、どうぞ。

○呉オブザーバー ありがとうございます。豚の方で令和6年からこういう規定が入ったときにも私は発言したんですけれども、もう大分古いので、ごめんなさい、何年の発表だか今すぐ出てこないんですけれども、アメリカで大竹聡先生がミネソタ大学にいた頃、PRRSウイルスに関しては、衣服の交換とシャワーと同等な結果で伝播しませんでしたということがありましたが、別のパデュー大学の先生（Sandy Amass）が病原性大腸菌と同じような試験をしたときに、衣服の交換だけでは伝播したと。シャワーインのときは伝播しなかったということがありました。

そういうことを基に、分割管理なり農場が分かれて同じ人が管理する場合には、シャワーインという厳しい措置が必要ではないかということを私は言いました。

で、終わりなんじゃないかなと。豚熱とかアフリカ豚熱でそういう科学的な根拠、そういう実験をしたというものがあるのであれば、検討の余地があるのかなというふうに思いますが、そういうものがないのであれば、今言ったような病原性大腸菌、あるいはP R R Sの実験結果を基に、やはりここは厳しい措置を取っておいた方がいいのではないかなというふうに私は思います。

以上です。

○津田委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうかね。

國保さん、どうぞ。

○國保委員 ありがとうございます。私は今の呉委員とほぼ同じ趣旨の意見ではございますが、今、委員がおっしゃられたように、アフリカ豚熱においてシャワーの有無、あるいは着替えの有無で差があるのかなのかというような論文は、私の知る限りちょっとないのかなと思います。

また、一般に海外などでも、こういう別農場を同一の方が動かしているような事例もありますが、見せていただくのが優良な農場ばかりなのかもしれないのですけれども、やはりシャワーインが、基本的にはシャワーインを行っていらっしゃるところばかりを拝見してきておりまして、シャワーインのない場合にどうなるのかということが、私自身はちょっと今現状では何とも言えないかなというふうに思います。

ただし、アフリカ豚熱と豚熱は、伝播の様式はほとんど似ておりますので、きちんとC S Fが防御できるということであれば、A S Fもそれについては防御できるのかなと。ただ、消毒液はもう少し選んだ方がいいとか、濃度をちょっとコントロールした方がいいとかという、あるいは確実な、例えば時間とか温度とかをきちんとやった方がいいというようなことは、多少のことはあると思いますが、すごく大きく変わるのかなとは思えないのですけれども、ただ、実際の現実として、分割管理を行いたいとおっしゃるような大規模な農場では、シャワーインを行っていないというのが大部分なんですか。それともシャワーインは基本的にはあると考えておけばよろしいのでしょうか。ちょっとその点だけ教えていただきたいのですけれども。

○松井課長補佐 動物衛生課の松井です。

ちょっとその辺りのところ、正直なところ、一般論でしかお答えできないのですけれども、分割管理自体がもともと一つの農場であったところを分けようという取組なので、そ

いう意味でいうと、もともとの農場の中で豚舎単位でシャワーインとか、そういったことをしていなければ、あらかじめシャワーの施設があるということはないんじゃないかなと思います。

ただ、シャワーインの規定のところは、自宅とかで戻って、シャワーを浴びるでもいいという形になっておりますので、例えば事務所にそういったものがあるといった場合に、一回事務所に戻ってシャワーをすとか、そういった運用はあり得るのかなとは思いますが。

○國保委員 分かりました。私はどちらかといえば呉先生と現時点では同様の意見かなというふうに思います。

○津田委員長 ありがとうございます。このシャワーインに関しては、私、動衛研の海外病研究部時代に、口蹄疫に関しては必ずシャワーアウトで封じ込めを行うということだったんですけれども、それはウイルスがどこに付いているか分からない、体のどこに付いているか分からないのが一つと、もう一つは感染動物を扱った人間の咽喉頭にウイルスが付着して、そのまま感染性を37時間保っているという論文があって、そういうことで、ちゃんとうがいをするとか、シャワーを浴びるということがあったんです。基本的にシャワーアウトというのは、確実に服を脱ぐということが担保されるわけですね、シャワーを浴びるわけですから。そこでシャワーアウトという話があったんですけれども、口蹄疫以外の病原体では、あんまり聞いたことがないですね。

それはなぜかという、服に付着したら、それを持っていかない限りは、多分大丈夫だろうということなんですね。もう一つは今、呉先生からあったように、更衣をするというんだけど、更衣をただけでは、更衣をするときに手に付着したものが、次に持ち込むかもしれないということがあって、そこが重要なんですね。

それで今、私はポリオの封じ込めのアドバイザーをやっているんですけれども、会社の中で。それでWHOが推奨しているのはシャワーアウトなんですよ。それはあまり根拠がなくて、必ずしも義務にはなっていないんですけれども、シャワーアウトに代わる方策として二次的に取っているのは、要するに下着だけを残して、服を全部着替えると。それからもう一つは、その途中で確実に流水で手を洗うということなんですね。

というのは、消毒効果というのはなかなか確実ではないというのが一つと、それから手袋をしていても、ピンホールがあった場合に、そのピンホールを通して、内部に付着したウイルスが残っているかもしれないということで、そこは流水で洗う。要するに希釈を行うということがあるので、そういうことからすると、ここにあるように、ただ更衣をする

だけというのはちょっと不確実だろうと。そうすると更衣をした後に、まず服を確実に脱ぐと。脱いで下着のみになって、流水で手を確実に洗って、それから新たな服を着るということであれば大丈夫かと。

それから、もう一つは、咽喉頭に付着しているものがあるかもしれないというのがあって、PRRSもそうですけれども、そういうものを防ぐためには、必ずマスクを付けるというのが必要かなと思うんですけれども、こういった条件も追加すれば、ちょっとシャワーインに代わるような方法になるかもしれないと思うんですけれども、ただ上着を変えるだけというのは、ちょっとその脱ぐ操作、あるいはそういう保管場所というのは交差汚染の可能性もあるので、脱ぐ場所と着る場所を確実に分けていて、途中で必ず流水での手指洗浄あるいは洗顔といったものを入れるというのをやれば、ある程度シャワーインに代わるような方法になるのかなと私は考えたんですけれどもね。ちょっとここに少し付け加えればいいのかという気がしたんですけれども。

以上、私の意見でした。

ほかにどなたかございますでしょうか、これでいいのかどうかということについて。

國保さん、どうぞ。

○國保委員 ありがとうございます。今の津田委員長のお話が最も多分的確かなと思うんですけれども、先ほどちょっと非商用のところで洗濯をどうしますかという話をいたしました。例えばこういう農場でシャワーイン、シャワーアウトの前後の衣服の更衣、着ているものを洗濯しようとするときに、またそれを管理区域外に持ち出していたりすると、結局何をやっているのよく分からなくなるんじゃないかなと思います。

津田委員長がおっしゃったように、そういうものに付着したものを持ち出すということが、かなりリスクとしては高いんじゃないかなと。特にもちろん感染が、発生が生じた場合ですけれども。ですので、その辺りについても、少しきめ細かく何か規定をした方がいいんじゃないかなとちょっと今思った次第でございます。

以上です。

○津田委員長 ありがとうございます。それに関してはそういった更衣をやっているような農場、豚農場を知っているんですけれども、そこでは確実に内部と外と分けて、全部洗濯とか、そういったものはきちんと分けて、専属の方がやっておられるみたいですが、その辺については呉先生、いかがですか。何か知見はございますでしょうか。

○呉オブザーバー ありがとうございます。國保先生のおっしゃったとおり、それから津

田先生もおっしゃった、汚れが付いたのも非常に危険だというふうに思っております。

衣服の交換、あるいはシャワーインという場合に、その生産ユニットの内側の方にシャワー、洗濯機及び乾燥機、あるいは乾燥設備を設けておるといふところが多いんですけれども、國保先生がおっしゃるように、そういう汚れたものを持ち出さないということも付け加えた方がいいかなと。

私はやはりシャワーインというのを残すべきだといふふうには思っておりますが、それを緩和するのであれば、汚れた衣服は持ち出さないといふようなことも必要ではないかなと思います。

以上です。

○津田委員長　ありがとうございます。

小渕先生、いかがですか。

○小渕委員　ちょっと自分で指導してきた内容とかなり変わってくるんですけれども、この想定している規模感、そうしなくてはならないような農場さん、大規模さんのところだと、そもそも管理は決まっていて、農場も離れてリスクを分散していて、聞き取り等で指導で入ったときも、もちろん病気が出ていない農場さんですけれども、ほかの農場の従業員さんの方と会うことも本当にはないですという、クロスしないようになっているんですね。

研修会等で会うときは、やはりそれだけのダウンタイムを取ったりとか、ウェブになったりとかしていて、それは規模的にもある程度の方たちなんですから、こうなる、これでシャワーインをしないで、これでやっていかななくてはならないというのは、どのくらいの農場さんを想定されての検討なんでしょうか。すみません、そもそも戻ってしまうんですが。

○高山専門官　ありがとうございます。ちょっと具体的な養豚農家さんの中でのこういうところというところに限ったというのではなく、考えてきたところではあったんですけれども、ただ、やはり一方で、なかなかその他の部分の飼養衛生管理基準の遵守状況等も、当然ながら厳格な確認が必要になってくると思っておりますので、なかなかその点で遵守が難しいというところでは、こういった措置であっても、結局は除外することはできないということになってくるかと思っておりますので、そういった観点では大規模で、先ほど委員がおっしゃったような、しっかりとクロスしないような管理もされているようなところでは、その他の飼養衛生管理基準も通常遵守されているようなところかと思っておりますので、そういったところはさらに複数の農場間を行き来するような、生産管理のために行き来するよう

な方がいる場合には、こういったことというのもあり得るかと思います。

そうじゃないような規模のところでは、そのほかの飼養衛生管理基準の遵守状況とセットでしっかりと、そうでないところもそうですけれども、見ていく必要があるかなというふうに考えております。

1点だけ補足させていただきますと、今回シャワーインと同等の措置を設けることにはする方向で検討しておりますけれども、シャワーイン自体の規定をなくすということではなく、やはりシャワーインの方がといいますか、シャワーインについてはこれまでも認められてきたところで、その規定は残しつつ、代替措置も設けるということを考えてきたところです。

○小渕委員 ありがとうございます。

○沖田動物衛生課長 すみません、ちょっと補足というか、あれなんですけれども、今、高山から説明したとおりで、シャワーインは既にもう作っていらっしゃるようなところ、これについて新たに緩和するということではなくて、なんです、現状そうやって経営中の農場間を行き来していて、だけれども別の農場です、全く別の農場、分割管理ではなくて別の農場で行き来していて、行き来しているがために、一方の農場で病気が発生したときに、その関連の行き来した先の農場が、一緒に殺処分されてしまうというところが、やっぱりこれが問題になっていて、もちろんシャワーインをちゃんとやられているところは、それが問題なく別農場で殺処分対象にならないのであれなんです、殺処分になるようなところをきちんとできるだけ救ってあげるためにどうしなきゃいけないかということで、シャワーインをすれば当たり前なんですけれども、それはもう当然救えます。

だけれども、シャワーインの設備を結構そのために造ってやるということは、なかなかハードルが高いときに、どこまで行ったら大丈夫だろうかということを考えようと思って、それがそもそもの始まりです。

そのときに、呉先生からお話があったように、やはりシャワーインが基本であるということであれば、そこはやっぱり緩めるべきではないという結論になるのかと思います。あるいは、そうではなくて、ただ単に衣服を交換するだけではなくて、そこにありますように、衣服を交換した上で、施設から出るときには、専用の服を脱いだ上で全身を消毒するというのは、これは今まで誰もやっていなかったところなんですけれども、それがシャワーに代わるかどうかというところについて、ちょっと御意見を頂ければというふうに思います。ありがとうございます。

○津田委員長 嶋田先生、どうぞ。

○嶋田委員 今の沖田課長の緩和でなくて、あくまで殺処分の際にどう判断するかの一つの基準になっていくというところは、なるほどなというふうに思いました。

要はこれがだから平時からこういったシャワーインをしなくて病気の対策、指定の侵入防止対策にシャワーを浴びなくてもいいそうだよというふうに受け取られなければいいのかなとは思います。

ただ、あとは、私ももう本当、自分が巡回、やむを得ず1日に2農場行かないといけないうときというのは、それこそ動線上に私の家があれば、自宅によってシャワーを浴びます。シャワーインアウトの設備がない農場の場合は。ですし、例えばPRRSが陰性の農場から陽性の農場に回るようにするですとか、そういった行動は取ります。

なので、シャワーを浴びる方が、ましてや私自身もちょっと病気を運ぶリスクというのは、非常に気持ち悪いと思いながら仕事をしますので、そういった対応をやむを得ないときは取りますという感じなので、シャワーを支持したいんですが、ただ、全身の噴霧消毒についてなんですけれども、具体的にどういったもの、宮崎では口蹄疫の後とかに、それこそ前室みたいなところに燻煙じゃないですけれども、蒸気みたいなやつが出る消毒設備を設置した農場とかもあるんですけれども、例えばアルコールスプレーを回りとか露出している部分にかけるとか、そういったイメージなのか、その辺りまた教えてください。

○高山専門官 ありがとうございます。全身の噴霧消毒のイメージですけれども、さすがに防疫措置のときにタイベックの上を消毒するときに、よく現場では動力噴霧器でぶわっとかけるんですけれども、そういったものは想定はしていないんですけれども、煙霧消毒に使うようなものですとか、ミストに近いようなもの、そういったもので実施するということを想定しております。

○嶋田委員 何か隅々まで行っている感じがしないので、実際にそういった噴霧の機械のときとか、やっぱり下着にもしわとかありますし、その辺がちょっとよく分からないなとも思いつつ、そういった消毒をしたりはしていますという状況です。

実際効果の方が分からないというのが、論文とかがあるのかもしれませんが、作っているメーカーさんとかには根拠はあるのかもしれませんが、その辺り、ちょっと材料にはした方がいいのかなとは思います。

○津田委員長 ほかいかがでしょうか。

私的にはあんまり全身消毒なんて余り望まない。要するに作業のときに肌を露出しなけ

れば、基本的には汚染されないはずなんですよね。一番汚染されるのはやっぱり手ですから、手をきちんと洗えば、流水で洗うというのが一番重要かと思うんですよね。だからそこまでが問題で、体に付着したからといって、それが動物をなめるわけじゃないので、触るのは手だから、あと足ですから、そういったところをきちんと洗えばいいのかなと思うんですけれども、そこら辺については呉先生、いかがでしょうか。

○呉オブザーバー ありがとうございます。津田先生のおっしゃるとおりだと思いますが、現実にはなかなかそうはいかないと。それで子豚生産農場と例えば肥育農場という分かれ方をしているときに、人が行き来をして仕事をする場合、子豚の出荷、子豚を次のサイトへ送るための出荷作業、それから、今度は肥育の方での仕事であれば、肉豚の出荷作業ということで、かなり体も汚れますし、手も汚れますという中で、衣服の交換、それから流水での洗浄、消毒ということがなかなか行いにくいというふうに私は思います。

それで、私も嶋田先生と同様に、もちろん口蹄疫のときも経験しましたし、やはり次の農場に病気を持ち込まないということで、しっかりシャワーを浴びて、衣服も完全に交換してということを基本にしています。

ただ、どうしてもシャワーのない農場へ行った場合、津田先生がおっしゃるような手順を踏んで、車で帰るんですが、すぐシャワーを浴びる、それから車の中の消毒、車の中の煙霧消毒というところまで、獣医師だからというのはありますが、やるんですね。

今の緩和措置は本当に伝播の防止を担保できることかなというふうに私は思っていて、あと、そういうふうに分割管理、あるいは農場を分けて管理するレベルであれば、ある程度の規模はあるだろう、それからシャワーを設置する、コンテナハウスを入れてシャワーを設置するなんていうことは、もちろんお金は掛かりますけれども、安い保険料だというふうに私は思いますので、やはりなかなかシャワーイン、シャワーアウトというのを外すというのは、私は賛成しかねます。

以上です。

○津田委員長 ありがとうございます。汚染の程度にもよるといって、確かにそれはそれで、汚染物を頭から浴びているときに、これだけの更衣で大丈夫だ、これでは駄目だというのがなかなか言えないというのはありますよね。多分前提条件が付くのかな、これは。どうなんだろうね。その辺、考えていますか。

國保先生、どうぞ。

○國保委員 すみません、恐れ入ります。私も今の呉先生の御意見と全く同じです。獣医

さんがシャワーのない農場へ訪問されて、途中で御自分でシャワーを浴びるということは、もちろんよいことですし、それは各個々の農家にシャワーがないという、普通の農家さん、小さい小規模の農家さんであれば、そういうことは多々あると思いますが、一方で、分割管理したいほど大きい農場であれば、基本的にシャワーを設置するのは経済行為の一環なので、それはやっぱり自分で対策として、あるいは今先生がおっしゃったように、リスクに対する保険として、やっぱり設備投資すべきものなんじゃないかなと基本的には思います。

ですので、それで例外的事項を作ってしまうと、そういうインセンティブを失ってしまうんじゃないかという気もちょっとあって、そこら辺が問題かなというふうに考える次第です。

以上です。

○津田委員長　ありがとうございます。程度問題なんだけれども、どうなのでしょうね、この辺は。

○沖田動物衛生課長　ありがとうございました。呉先生、國保先生、貴重な御意見ありがとうございます。また、こちらで出席いただいた小渕先生、嶋田先生、津田先生、ありがとうございます。

今回の件、シャワーインと同等かどうかというところ、我々としては技術的にいけるというふうに考えておりますが、やはり課題も多いということですので、これが可能かどうかということについては、更にちょっと深掘りをして考えていきたいというふうに思います。

その上で新たなデータとかを集めて、それでいけるようであれば、また改めてこういうことをやりたいというふうに、また提案をしようかと思いますが、今日のところは更に深掘りをしたいということできたいというふうに思います。ありがとうございます。

○津田委員長　ありがとうございます。

そうしましたら、この件につきましては、今、課長の方からもお話がありましたように、もう一回検討を加えまして、それから改めてもう一回この委員会に提出いただくということとよろしいでしょうかね。

それでは、そういうことにしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、最後になりますけれども、議事の4、その他について何かございましたら、事務局から説明をお願いします。

ないようですので、これで本日の議題は終了いたしました。これで進行を事務局の方にお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

○武久家畜防疫対策室長 津田委員長、ありがとうございました。また、委員の皆様、本日は長時間にわたり御議論いただきましてありがとうございました。委員の皆様方におかれましては、今後ともまた御指導、御協力のほどをお願いいたします。

また、今日の議論を踏まえての今後の進め方についてですけれども、まず飼養衛生管理基準の改正について及び飼養衛生管理指導等指針の一部改正についてにつきましては、本日御了承いただいたというような形と考えてございますので、今後、都道府県への意見照会と同時に30日間のパブリックコメント、こちらを実施させていただく形と考えてございます。

その結果を踏まえまして、必要に応じてまた小委の先生方に御意見を伺いたいと思います。その後、津田委員長と相談の上、もし意見等があれば改正案を取りまとめまして、家畜衛生部会の方に報告させていただきます。その都度、小委の皆様には御相談させていただくこともあるかと思いますが、その際にはどうぞよろしくお願いいたします。

留意事項につきましては、今後また継続的に議論を行っていきたいというふうに考えてございます。

それでは、最後に木下審議官より閉会の御挨拶を頂ければと思います。よろしくお願いします。

○木下審議官 それでは、最後に一言申し上げたいと思います。

私も7月1日付けで消費・安全局の方の審議官を拝命いたしました木下と申します。

本日は長時間にわたりまして、大変専門的な見地からお話を頂きまして、誠にありがとうございます。本日御議論いただいた中で飼養衛生管理基準の改正とか、それに伴う飼養衛生管理指導等指針につきましては、更に手順を進めていきたいと思ひますし、先ほどございました特定家畜伝染病防疫指針の留意事項の変更ということについては、更に私どもの方で検討をさせていただいて、またこういった際にお諮りをしていくということで検討させていきたいというふうに思っております。

農林水産省といたしましては、飼養衛生管理の徹底などを含めまして、関係機関とも連携をしまして、家畜伝染病の発生予防とか、あるいは発生時の迅速な防疫措置によって蔓延防止を図って、家畜の伝染病が発生したときも、あるいは発生しないようにして、社会生活への影響というものをできるだけ少なくしていくとともに、生産者の営農の継続とい

ったものにも資するようなことをやっていきたいというふうに思っております。

本日は委員、それからオブザーバーの皆さんにおかれましては、どうもありがとうございます。今後とも御指導、御協力、御鞭撻いただきたいということでお願いいたしまして、閉会させていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

○武久家畜防疫対策室長 それでは、ウェブ参加の方におかれましては、退室いただければと思いますので、よろしくお願いします。

午前11時36分 閉会